

生活の中にある
「契約」って
なんだろう？



生活の中にある「契約」ってなんだろう？



目次

生活の中にある「契約」ってなんだろう

スライド編 1

生活の中にある「契約」ってなんだろう

解説編 28

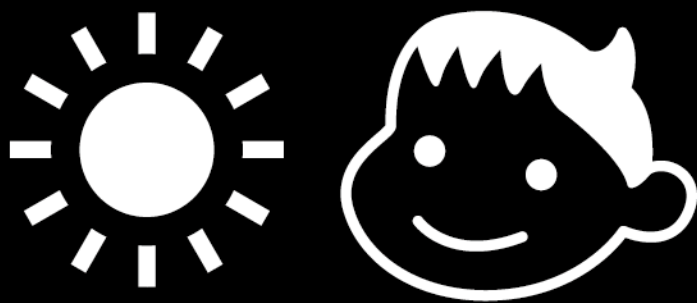
生活の中にある「**契約**」ってなんだろう？


スライド編

今日の目標

- 身の回りの「契約」について知る
- 「契約」するにあたって気をつけることについて考える
- 「契約」のトラブルにあったときの対応について理解する

今日の朝をふりかえりましょう



	朝一番にしたこと	必要なもの	どこから 手に入れたか
ももたさん 	顔を洗う ご飯を食べる	水道水 食料	水道会社から スーパーで
あなた			

ものやサービスを お金で買うことを「契約」といいます

私たちが何気なくしている行為の多くは「契約」から成り立っています

「契約書」がなくても 申し込みと承諾があれば
それだけで「契約」は成立します

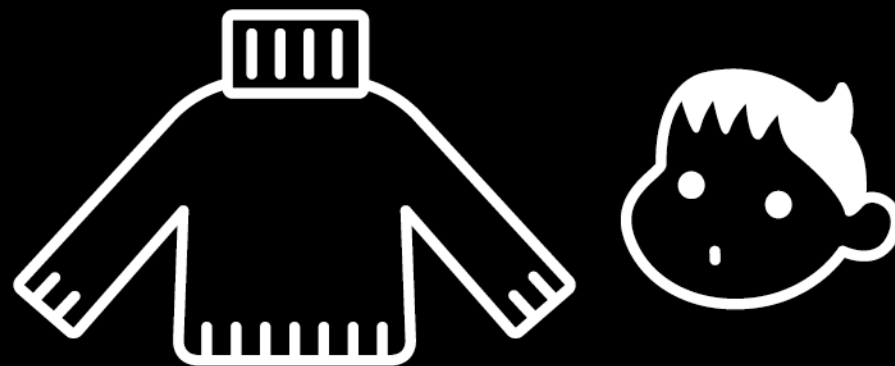


「契約」には さまざまなものがあります

**みなさんの生活に 身近なものや サービスを購入する
「売買契約」について 考えていきましょう**



セーターを 買うとき



セーターを 買うとき

- 高校生のももたさんは ショッピングの途中でセール品のセーターを見つけました
- 値段も安く デザインも 気に入ったので ももたさんは そのセーターを買いたいな と思いました
- ももたさんは 値段とデザインやサイズを確認し すぐにセーターを 買いました
- ここで契約が成立しました

セーターを 買うとき

- 次の日 セーターを洗おうとしたところ 母親に「このセーター 家で洗えないじゃないの」と指摘されました
- ももたさんは せっかく買ったセーターが 家で洗えないことを知って 後悔しています

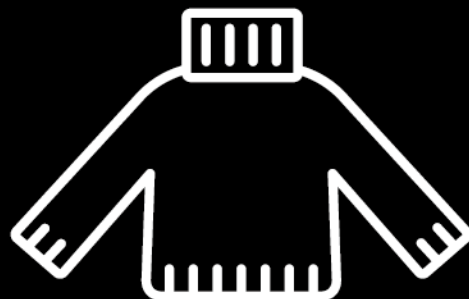


ももたさんが後悔しないためには どうすれば
よかったですでしょうか？



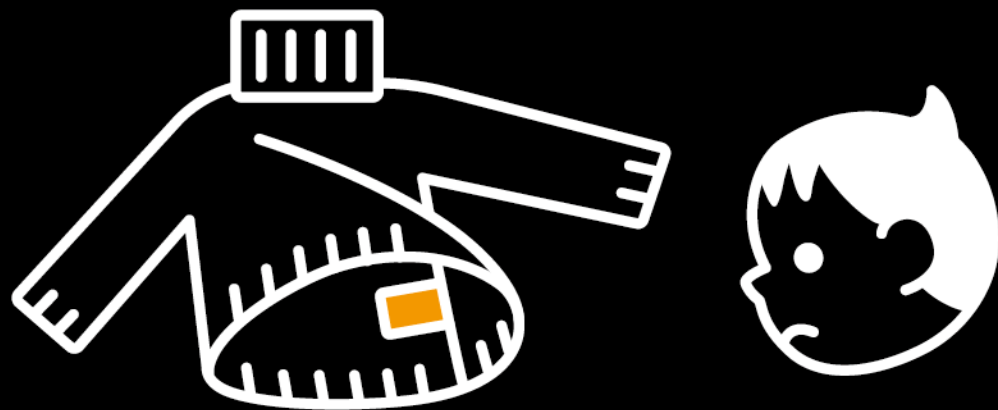
セーターを 買うときのチェックポイント

- サイズや 肌触りを 実際に着て確かめる
- 本当に必要なものかどうかを 考えてから購入する
- 値段や色 デザインが適切か 洗濯ができるかどうか等を見たり 店員や同伴者に聞いたりして 確認する



セーターを 買うときのチェックポイント

- 実際に セーターの内側を見て 洗濯表示が どこにあるのかを 確認してみましょう
- 洗濯表示は 左内側にあります 表示は お店の人や同伴者に 確認してもらいましょう



**成立した「契約」は 一方の都合で 勝手に
やめることは できません**

「契約」をする前に十分に考えておくことが大切です



では買ったものが気に入らなかったときは
どうすればよいのでしょうか？



売り手と買い手が お互いに合意したら
「契約」を取消すことができます

契約の成立も合意が必要
契約の取消しにも合意が必要



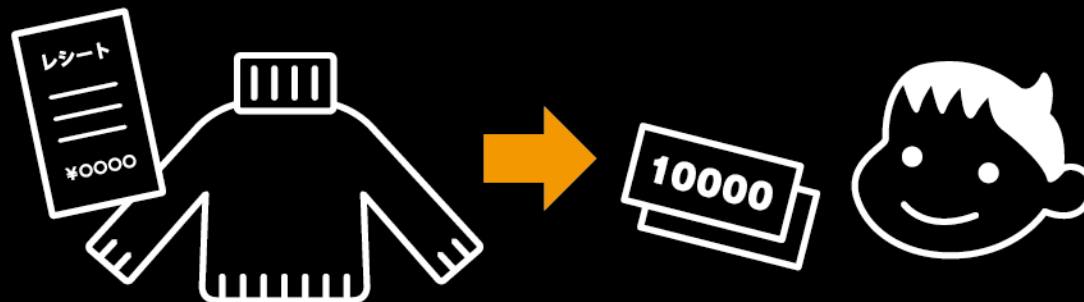
セーターの返品

- ももたさんは次の日 セーターを購入した店まで行って 店員に「返品したい」と伝えました
- 店員は「購入から一週間以内で レシートがあれば 返品可能です」と言いました



セーターの返品

- そこでももたさんは レシートと セーターを 店員にわたしました
- 店員は セーターの代金を 返してくれました



セーターの返品

- ももたさんの場合は「合意による契約の取消し」ができました
- お店側が提示した「買ってから1週間以内でレシートがある」という条件を ももたさんが 満たしていたためです



しかし お店によっては 商品とレシートをわたしても 返品を断られる場合があります

購入前に 返品ができるかどうかや 返品するときに 何が必要かを お店に聞いておきましょう



未成年のももたさんの場合

「未成年者契約による取消し」もできます



**未成年者が 親に内緒で 高い商品やサービスを
買った後で 親に反対された場合などは 契約を
取消すことができます**

ただし 次の場合は 取消すことができません

- **自分の おこづかいの 中から買った場合**
- **成人であると 嘘をついて 契約した場合**
- **結婚をした未成年者の場合**



2022年から 18歳以上は 成人になります

**成人になったら「未成年者契約」による契約の
取消しができなくなります**

**「契約」は 簡単には やめることができない
ので 「契約」をする前に 十分に考えておく
ことが とても大切です**

クーリング・オフ制度

- いったん申し込みをしても 一定の期間内(原則8日間)であれば 消費者が契約を 一方的に解除できる制度のこと
- 決められた期間内に 販売者に 書面で知らせる



クーリング・オフが できる契約は 限られています

クーリング・オフが できる場合

- **販売が目的だと 告げられずに 電話やSNSなどで 呼び出されたとき
（アポイントメントセールス）**
- **街中で声をかけられて 商品売りつけられたとき
（キャッチセールス）**
- **家にセールスマンがやってきて 契約をしたとき
（訪問販売）**

など ほかにもあります

今日のまとめ

- ① 契約は 私たちの生活に 身近なものです
- ② 一度結んだ契約も 取消することができる場合があります
 - 合意による契約の取消し
 - 未成年者契約による取消し
 - クーリング・オフ制度

今日のまとめ

③ 契約をする前には 十分に考えましょう

④ 困ったときは 必ず周りの人や 相談機関に相談しましょう



困った時には消費生活センターに相談

岡山県消費生活センター

火曜日から日曜日（祝日除く） 9:00～16:30まで

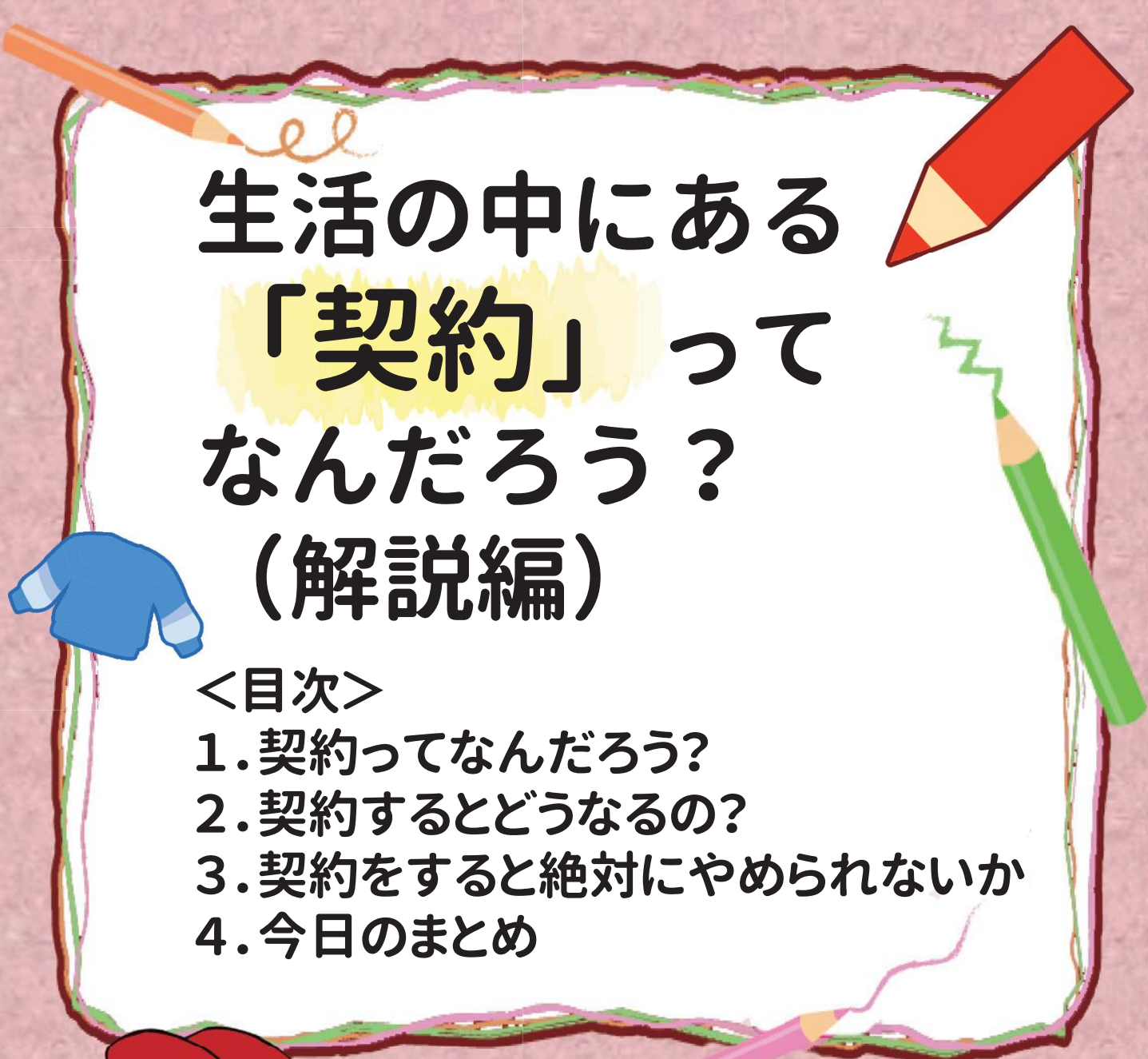
電話：086-226-0999

Eメール：syohi@pref.okayama.lg.jp

消費者ホットライン 188（局番なし）



消費生活センターは全国に設置されています



生活の中にある
「契約」って
なんだろう？
(解説編)

<目次>

1. 契約ってなんだろう？
2. 契約するとどうなるの？
3. 契約をすると絶対にやめられないか
4. 今日のまとめ



1

契約って
なんだろう？

学習の目標

- 身の回りの「契約」について知る

(1)今日の朝をふりかえろう

ももたさんは、朝起きて次のことをしました。

- ・「顔を洗う」



- ・「ご飯を食べる」



これには、「水道水」と「食料」が必要です。



考えてみよう！

「水道水」と「食料」はどのようにして
手に入れたのでしょうか。

・「水道水」



水道会社にお金を支払って、水を届けてもらっている

・「食料」



スーパーでお金を支払って買った



CHECK

もの（食料）やサービス（水を届けてもらう）を お金で買うことを「契約」といいます。

「契約」は他にもいろいろある！



「契約」にはさまざまなものがある

- ・電車やバスに乗る



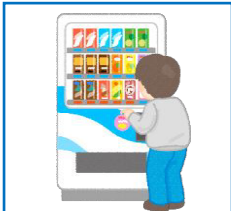
- ・スマートフォンを購入する



- ・音楽をダウンロードする



- ・自動販売機で飲み物を買う

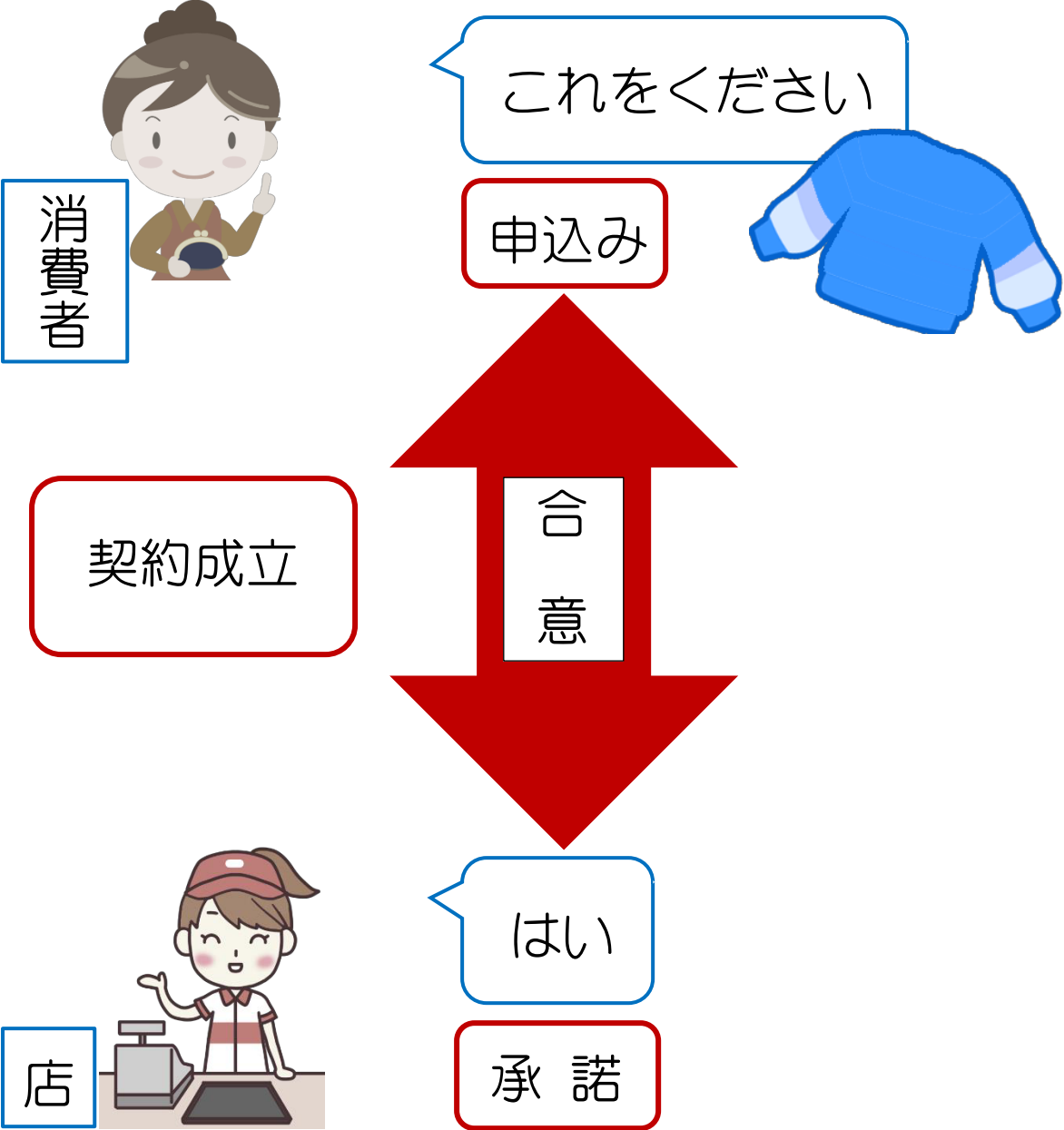


CHECK

私たちが何気なくしている行為の多くは「契約」から成り立っています。

(2)「契約」が成立するのはいつ？

契約は、消費者が「これをください」とお店の人に言い、「はい」とお店の人が返事をすれば成り立ちます。





CHECK

- 契約は、申込みと承諾があれば成立します。
- 契約は、口約束でも成立します！

(3) 契約に契約書は必要か

契約は口約束でも成立しますので、契約書は必ずしも必要ではありません。そのため、日常の買い物では、契約書を交わすことはほとんどありません。

レシートや領収書などが契約をした証明になりますが、お互いに行き違いがないように契約書を交わす場合もあります。また、法律で契約書を交わすことが決められている取引があり、例えば携帯電話契約は、契約書を交わさなければいけません。

2

契約すると どうなるの？

学習の目標

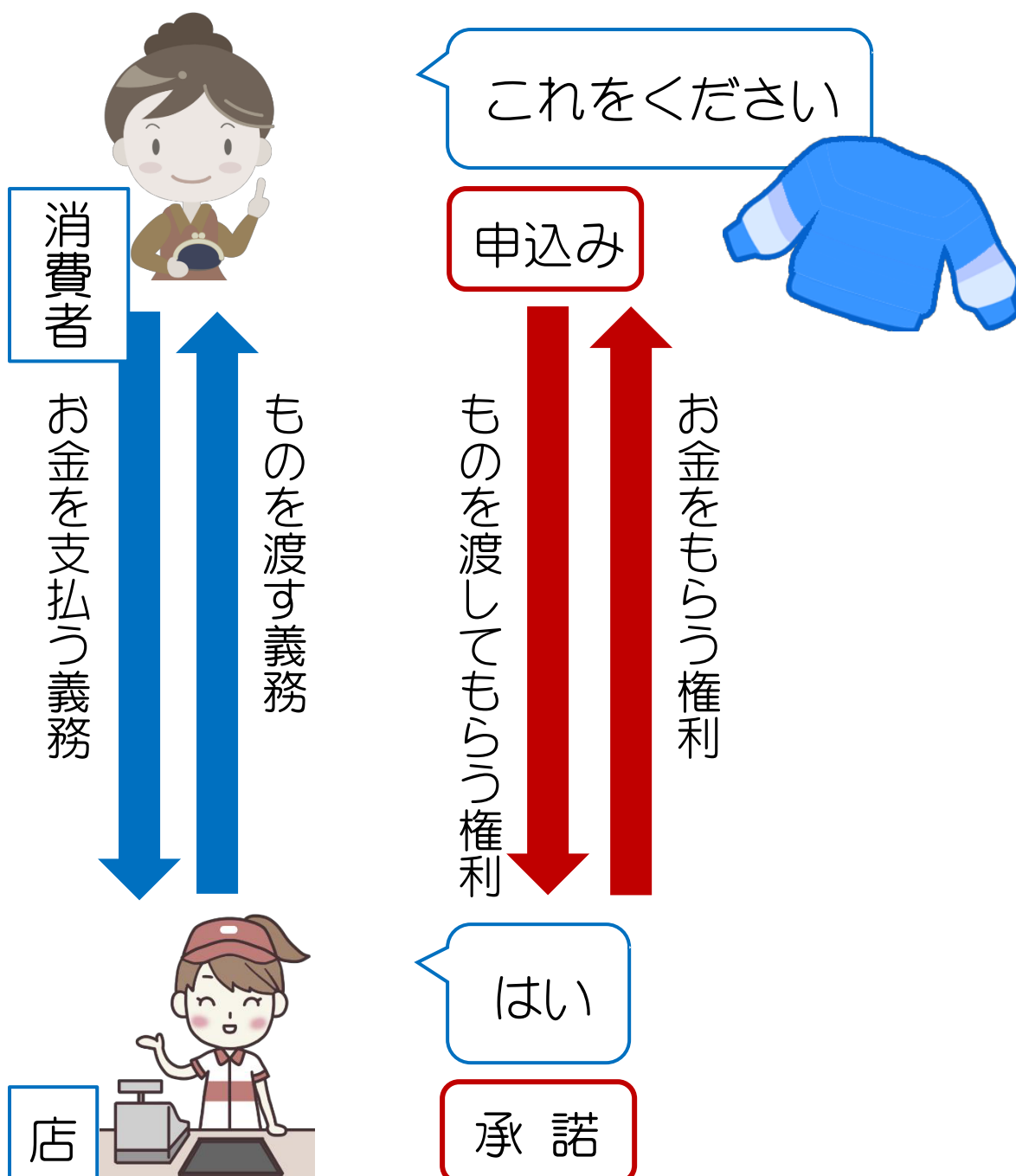
- 「契約」するにあたって気をつけることについて考える

(1) 契約が成立するとはどういうことか

消費者とお店の人の両方に法律上の権利と義務が生まれます。

つまり、消費者が「これをください」とお店の人に言い、「はい」とお店の人が返事をすると、消費者は「お金を支払うこと」、お店の人は「ものを渡すこと」をしなければなりません。

そして、消費者はお金を支払えば「ものを渡してもらおうこと」、お店の人はものを渡せば「お金をもらおうこと」ができます。



(2)「約束」との違いは？

約束も契約も、お互いにその内容を守らなければいけないのは一緒です。

「約束」を守らなければ、場合によっては信用をなくします。

「契約」は信用をなくすだけでなく、法律を使って強制的に守らせることができます。契約した後にやめたい場合には、契約の時と同じように「やめたい」とお店の人に伝え、「わかりました」と同意の返事もらう必要があります。



CHECK

- 契約は、一方的にはやめられません。
- 契約は、法律を使って強制的に守らせることができます。

(3)「契約」するとき気をつけること

成立した「契約」は一方の都合で勝手にやめることはできません。そのため、「契約」する前に十分に考えることが大切です。



CHECK

例えば、セーターを買うときの
チェックポイント

- サイズや肌触りを実際に着て確かめる
- 本当に必要なものかどうかを考える
- 値段や色、デザインが適切か、洗濯ができるかどうか等を、表示を見たり、店員や同伴者に聞いたりして確認する

3

契約をすると
絶対にやめられないか

学習の目標

- 「契約」のトラブルにあったときの対応について理解する

契約が成立すると、基本的には、やめられません。ただし、次の場合には、やめることができます。



CHECK

契約をやめることができる場合

- 合意による解除
- 未成年者契約の取消し
- クーリング・オフ制度
- その他の場合

(1) 合意による解除

「やめたい」と相手に伝えて、「わかりました」と返事があれば、契約をやめられます。

事例で、セーターを買ったことを後悔した ももたさんは、お店の人に「返品したい」と伝えました。お店の人は「買ってから1週間以内でレシートがあれば返品できます」と言いました。そこで、ももたさんは、レシートとセーターをお店の人に渡し、お店の人は、セーターの代金を返してくれました。

ももたさんが、「買ってから1週間以内でレシートがある」という、お店が返品を認めている条件を満たしていたからです。

しかし、お店によっては、レシートと商品を渡しても、返品を認めていないこともあります。



CHECK

購入前に、返品できるかどうかや、返品するときには何が必要かを お店の人に聞いておきましょう。

(2) 未成年者契約の取消し

未成年者は、経験や知識が未熟で、契約することに慣れていないため、法的に保護する制度があります。それを「未成年者契約の取消し」といいます。

未成年者が、親に内緒で高い商品やサービスを買った後で親に反対された場合などは、契約を取消することができます。

ただし、次の場合は取消しできません。

- ①自分の おこづかいの中から 買った場合
- ②成人であると 嘘をついて 契約した場合
- ③結婚をした未成年者の場合



CHECK

2022 年から 18 歳以上は成人になります

成人になったら「未成年者契約」による契約の取消しができなくなります。

(3) クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、「頭を冷やして考え直す機会を消費者に与える」という制度です。

いったん申込みや契約をしても 一定の期間内であれば、消費者が書面を送って一方的に申込みや契約をやめることができます。



CHECK

インターネットで購入物をしたとは、クーリング・オフできません。

クーリング・オフは書面で行います。

(4)-1 クーリング・オフできる場合

クーリング・オフができる契約は限られています。クーリング・オフできるかできないかは、事前に書面などでしっかりと確認しましょう。

クーリング・オフができるのは次のとき

- ①販売が目的だと告げられずに電話やSNSなどで呼び出されたとき（アポイントメントセールス）
- ②街中で声をかけられて、商品売りつけられたとき（キャッチセールス）
- ③家にセールスマンがやってきて、契約したとき（訪問販売）など

クーリング・オフをすると、代金の支払いはしなくてよくなり、商品は着払いで送り返せます。

(4)-2 クーリング・オフの仕方

クーリング・オフは、決められた期間内（原則8日間）に書面（はがき）で行います。

書面（はがき）は、誰かに手伝ってもらって書きましょう。

クーリング・オフの書き方例

契約解除通知

契 約 日 ○○○○年○月○日

商 品 名 □□□□□

契約金額 ○○○円

販売会社 株式会社××× △△営業所

担当者 □□□□

上記日付の契約は解除します。

なお、支払い済みの○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○○○○年○月○日（通知を出す日）

住所

氏名

はがきの送り方

- ①はがきは両面をコピーして保管します。
- ②はがきは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- ③クレジット契約の場合は、クレジット会社にも同じ内容を送ります。

(郵便はがき)

切手

販売会社の住所

販売会社名

代表者 様

(5) その他の場合

クーリング・オフができない契約やクーリング・オフ期間を過ぎてしまっても、契約をやめることができる場合があります。

①買った商品が壊れていたなど、商品に問題がある場合

②商品の内容について嘘の説明をされたなど、勧誘方法や契約の内容などに問題がある場合などです。

学習の目標

- 身の回りの「契約」について知る
- 「契約」するにあたって気をつけることについて考える
- 「契約」のトラブルにあったときの対応について理解する



CHECK

- 契約は私たちの生活に身近なものです。
- 契約は 原則 やめられません。
- 契約をする前に、よく考えましょう。
- 契約をやめられる場合もあります。
●合意解除 ●未成年者契約 ●クーリング・オフ
- 困ったときは 必ず周りの人や相談機関に相談しましょう。

参考資料①

クーリング・オフなどのルール

取引の種類	内容	民事ルール	
		クーリング・オフ (期間)	中途 解約
訪問販売	家庭訪問販売、SF商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス(SNS等も含む)等で契約	○ (8日)	×
電話勧誘販売	電話がかかってきて、申込を承諾をする	○ (8日)	×
通信販売	インターネット、テレビ、雑誌、カタログを見てインターネットや電話で申込をする	× 返品規定あり	
特定継続的 役務提供	①エステ(美容医療) ②語学教室 ③パソコン教室 ④家庭教師 ⑤学習塾 ⑥結婚相手紹介サービス (契約金額と期間の定めあり)	○ (8日)	○

参考資料①

クーリング・オフなどのルール

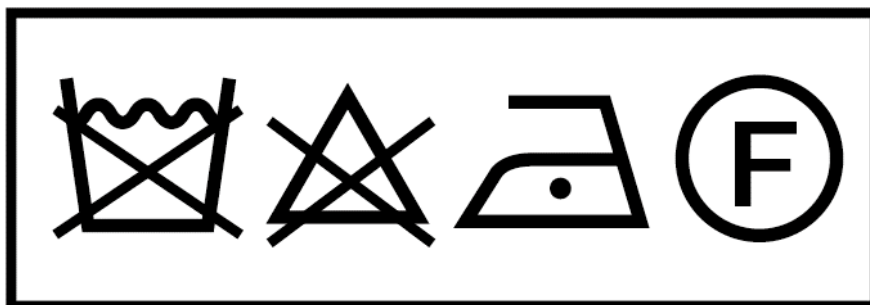
取引の種類	内容	民事ルール	
		クーリング・オフ (期間)	中途 解約
連鎖販売取引	マルチ商法、ネットワーク ビジネス	○ (20日)	○
業務提供誘引 販売取引	内職商法、ドロップ SHIPPING (注1)	○ (20日)	×
訪問購入	事業者が自宅に来て貴金属 などを買取る	○ (8日)	×

(注1) ドロップ SHIPPINGとは
自分では商品在庫を持たず、注文を受けた
際にメーカーや卸売業者へ直接オーダーし
て販売する取引形態のこと。

参考資料②

表示ラベル

洗濯表示



素材

表地	
レーヨン	51%
毛	44%
ナイロン	5%
裏地	
ナイロン	100%

表示者名

●●繊維(株)
●●県●●市●●町1-2

製造国

中国製




家庭洗濯

洗濯表示記号

	液温は 40°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
	液温は 40°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
	液温は 30°Cを限度とし、洗濯機で洗濯ができる
	液温は 30°Cを限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる
	液温は 30°Cを限度とし、洗濯機で非常に弱い洗濯ができる
	液温は 40°Cを限度とし、手洗いができる
	家庭での洗濯禁止




漂白

洗濯表示記号

	塩素系及び酸素系の漂白剤を使用して漂白ができる
	酸素系漂白剤の使用はできるが、塩素系漂白剤は使用禁止
	酸素系及び酸素系漂白剤の使用禁止





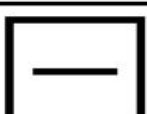

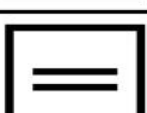

乾燥

洗濯表示記号

	タンブル乾燥ができる (排気温度上限 80°C)
	低い温度でタンブル乾燥ができる (排気温度上限 60°C)
	タンブル乾燥禁止





自然乾燥

洗濯表示記号

	つり干しがよい
	日陰のつり干しがよい
	ぬれつり干しがよい
	日陰のぬれつり干しがよい
	平干しがよい
	日陰の平干しがよい
	ぬれ平干しがよい
	日陰のぬれ平干しがよい






アイロン

洗濯表示記号

	底面温度 200°Cを限度として アイロン仕上げができる
	底面温度 150°Cを限度として アイロン仕上げができる
	底面温度 110°Cを限度として スチームなしで アイロン仕上げができる
	アイロン仕上げ禁止

クリーニング

洗濯表示記号

	パークロロエチレン及び石油系溶剤 によるドライクリーニングができる
	パークロロエチレン及び石油系溶剤に よる弱いドライクリーニングができる
	石油系溶剤によるドライクリーン グができる
	石油系溶剤による弱いドライク リーニングができる
	ドライクリーニング禁止

困った時の相談機関

岡山県消費生活センター

火曜日から日曜日（祝日除く）9:00～16:30 まで

電話：086-226-0999

Eメール：syohi@pref.okayama.lg.jp

消費者ホットライン 188【局番なし】

消費生活センターは全国に設置されています

“生活の中にある「契約」ってなんだろう？ 教材パック”

岡山県では、障害のある人の安全安心な消費生活の確保を目的として、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」を活用して、「障害のある人の安全安心な消費生活支援ネットワーク事業」（平成30(2018)年度～令和2(2020)年度）に取り組み、この教材は、平成31(2019)年度事業として、視覚障害のある人の特性に配慮して作成しました。

作成に当たり、消費者教育・相談支援研究会委員の方々に御協力いただき、貴重な御意見を頂戴することができましたことを深く感謝します。

また、本教材の作成に当たっては、それぞれ岡山大学教育学部の教員と学生、川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部の教員と学生で構成されるワーキンググループにお願いし、原案の作成やモデル授業の実施などで協力していただきました。

視覚障害のある人の安全安心な暮らしのために、この教材を、様々な場面で、幅広く活用していただけることを期待しております。

消費者教育教材作成研究会（50音順）

- 吾妻 聡（成蹊大学法学部 教授）
- 大森 秀臣（岡山大学法学部 教授）
- 岡本 由美（岡山県立岡山聾学校 校長）
- 片岡美佐子（社会福祉法人岡山県視覚障害者協会 会長）
- 鈴木公一郎（岡山県金融広報委員会 会長）
- 田村 久美（川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部 准教授）
「安全にインターネットショッピングをしよう」制作ワーキンググループ主宰
- 西村 壽倫（岡山県立岡山盲学校 校長）
- 濱田 陽子（岡山大学法学部 准教授）
- 藤井 真理子（岡山県立岡山東支援学校 校長）
- 札埜 和男（岡山理科大学教育学部 准教授）
- 森 雅子（ノートルダム清心学園清心中学校・清心女子高等学校 副校長）
- 吉利 宗久（岡山大学教育学部 教授）
「生活の中にある「契約」ってなんだろう？」制作ワーキンググループ主宰
- （岡山市）岡山市障害福祉課 課長
岡山市消費生活センター 所長
- （岡山県）岡山県教育庁特別支援教育課 課長
岡山県障害福祉課 課長
岡山県聴覚障害者センター 所長
岡山県くらし安全安心課 課長
岡山県消費生活センター 所長
岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

監修

矢吹 香月（岡山県消費者教育コーディネーター）

事業受託団体

公益社団法人 全国消費生活相談員協会（編集）岩澤 信子

デザイン・イラスト制作

中山 和美

発行 岡山県（令和2年3月）

岡山県消費生活センター
〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1
TEL(086)226-1019 FAX(086)227-3715

岡山県県民生活部くらし安全安心課
〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6
TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151